(参考)

技術者状況調査・入札システム　Q＆A

※内容に疑義がある場合は、下記を参考の上、直接電話でお尋ねください。

番号	対象	分野	質問事項	回　答	掲載日
1	技術者状況調査	様式２	「TECRIS登録の有無」の欄に関して、業務としての登録を指すのか、それとも技術者自身がその業務に担当技術者等として登録されていることを指すのか。（例：技術者区分が【その他の従事者】に該当する場合、TECRISには登録されていないため。）	その業務がTECRIS登録されている場合は「有」を選択し、併せてTECRIS登録番号を記入してください。	H27.3.13掲載
2	技術者状況調査	監督補助員の取扱い	監督補助業務委託により監督補助員として国土交通省等の発注機関に常駐している職員（県の場合のように会社に常駐するケースは除く。）について、技術者として計上しても良いか。	発注機関に常駐している職員についても、技術者として計上してください。 なお、該当者を従たる事務所に勤務する者とする場合、指名選定における事務所位置での加点の計算に当たっては、以下の通知により「２名以上の場合は１名減じて計上する。１名の場合はそのまま計上する。」となっていますので、御承知ください。 【以下通知】 測量・建設コンサルタント・地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係る「従たる事務所」の取扱いについて（平成18年8月24日付第200600064009号県土整備部長通知）	H27.3.23掲載
3	技術者状況調査	公共用地取得実務経験者	報告書作成要領に「国、地方公共団体等にあって、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者であること。」とあるが、県の用地課以外において経験した場合も対象として良いか。	通算で10年以上の期間を県(※)又は国の用地課に所属し、用地取得に関する業務に携わった者を対象とします。 したがって、用地取得が主たる業務ではない工事担当課や土木以外の部局等での所属については、実務経験年数の対象外とします。 (※)県の場合、平成13～15年度に計画調査課用地担当並びに道路都市（整備）課又は河川砂防課の用地班に所属した者も対象に含む。	H27.3.25掲載
4	技術者状況調査	様式9	85点以上業務成績について、年度途中の変更は可能か。	85点以上業務成績の対象業務は、前年度までの業務であり基本的には追加はないものと考えています。なお、年度途中については、報告漏れ、新規登録者を除いて追加及び変更は認めません。（年度途中に登録済みの該当業務において業務分野の小分類等の変更は認めません。）	R2.3.11掲載
5	技術者状況調査	様式5	技術士が3人以上いるので、RCCMとして登録した場合、実際の業務では技術士として配置技術者に設定してもよいか。	様式5（会社技術者点数）と配置技術者は関係ないので設定できます。	R4.4.6掲載
6	技術者状況調査	添付資料	75歳以上の役員の場合、常勤性を証明する資料は何を添付すればよいか。	次の２点をお願いします。 ①勤務状況がわかるもの （タイムカード、出勤簿等） ②給与支払い状況がわかるもの （給与明細、賃金台帳等）を１か月分	R4.4.6掲載

(参考)

技術者状況調査・入札システム　Q＆A

※内容に疑義がある場合は、下記を参考の上、直接電話でお尋ねください。

番号	対象	分野	質問事項	回　答	掲載日
7	技術者 状況調査	様式2,2-1	技術士等の資格を有する職員を採用したが当該資格の保有者として様式2、様式2-1、様式5に登録できるか。また、実務経験年数には国、地方公共団体等の経験は含めることが出来るか。	作成要領（４保有資格要件）のとおり、技術士、RCCM、コンクリート診断士の資格保有者としての登録は「過去３年間に完了した業務における配置技術者の実績」が必要です。（制限付要綱別表第４注６）に定める格付要件も同様） 土木行政に携わった実績は実務経験年数の対象ですので、最終学歴に応じた実務経験年数を満たす場合、様式2-1には技術士等の保有資格は記入せず、「実務経験者」として登録し、配置技術者として業務を完了した（実績を有した）後に当該資格保有者として変更してください。 様式5（会社技術者点数）については資格を有した段階で当該資格保有技術者として計上できます。(様式2と一致しませんので当該資格者証を添付資料として提出してください)	R4.4.13 掲載
8	技術者 状況調査	表紙	支社、営業所等を新規登録する場合は何を添付すればよいか	次のいずれかの書類を提出してください ①該当事務所が記載された登記事項証明書 ②該当事務所の市町村民税の納付状況又は申告状況がわかるもの ③建設コンサルタント現況報告書 （様式第16号（第7条関係）イ） ※営業所として登録する場合	R4.12.12 掲載
9	技術者 状況調査	様式9	「主たる担当技術者」の選定は過去の業務も遡って見直す必要があるか。	Ｒ６年度完了業務（Ｒ７年度以降報告）から対象とし、Ｒ５年度以前の完了業務を見直す必要はありません。	R6.3.4 掲載
10	技術者 状況調査	様式9	「主たる担当技術者」の選定にあたり、テクリス、業務計画書、協議記録いずれにも記載がない場合は？	いずれにも記載のない技術者は「主たる担当技術者」として認められません。	R6.3.4 掲載
11	技術者 状況調査	様式9	若手技術者育成支援モデル(R6から試行)の管理補助技術者の取り扱いは？	管理補助技術者は「担当技術者」として配置することから、その他の担当技術者も含めた方の中から「主たる担当技術者」を選定して構いませ	R6.3.4 掲載
12	入札 システム	説明資料 P1	「開札日と落札日を同日」は「Ｒ７試行予定」とあるが早まる可能性はあるか？	開札時の審査手続きの簡素化をＲ６から試行し、全発注機関が対応可能であれば早める場合があります。	R6.2.29、 3.1説明会
13	入札 システム	説明資料 P11	4月中に応札したい案件があるが、年度当初は全技術者のデータ作成が間に合わない	年度当初は前年度の最終データが表示されています。様式9以外の修正及び、配置予定技術者の様式9の修正のみでも構いませんので早めにご提出ください。	R6.2.29、 3.1説明会
14	入札 システム	入札参加 申込書 （様式1）	制限付一般競争入札参加申込書の記入について、調達公告の配置技術者要件に共通仕様書に定める者を配置することと記載してある場合、氏名、資格等の記入は必要なのか。 また、総合評価方式の場合、氏名は記入するが資格等の記入は必要か。	調達公告に配置技術者要件（資格・実務経験等）の記載がある場合は６欄の記入が必要です。 「〇〇共通仕様書に定める者を配置すること。」の場合は６欄の記入は不要です。	R6.3.13 掲載
15	入札 システム	入札参加 申込書 （様式1）	調達公告の配置技術者要件で「業務共通仕様書に定める者を配置すること。」と記載してある場合、制限付一般競争入札参加申込書の「６配置予定技術者」の管理技術者、照査技術者の項目に技術者の名前の記載が必要ですか。	調達公告に配置技術者要件（資格・実務経験等）の記載がある場合は６欄の記入が必要です。 「〇〇共通仕様書に定める者を配置すること。」の場合は６欄の記入は不要です。	R6.3.13 掲載

(参考)

技術者状況調査・入札システム　Q＆A

※内容に疑義がある場合は、下記を参考の上、直接電話でお尋ねください。

番号	対象	分野	質問事項	回　答	掲載日
16	技術者 状況調査	作成要領 2024-P5	様式９の「担当技術者」が「主たる担当技術者」１名となる適用が、令和６年度完了で繰り越し業務を含むと説明が有りました。既に以前の仕様で契約を締結している業務までさかのぼるのは、当初契約時の仕様を変えることとなります。 令和６年度発注分（令和６年４月１日調達公告発注分）からにしていただきたい。過去の契約済業務に適用されるのは、おかしいと思います。	共通仕様書において、担当技術者は「主たる業務」に従事させる者を配置するとされていますが、１つの業務で多数の業務成績を得ることは配置技術者の評価において、入札の公平性を阻害するものです。 「完了年度」で業務成績（過年度実績）を評価しており、早期に問題を解消するため、繰越分を含めることとしたものですのでご理解ください。	R6.3.13 掲載
17	技術者 状況調査	作成要領 2024-P5	「（７）なお、（４）、（６）いずれにおいても履行期間の半分を超える配置技術者を対象とし、「担当技術者」として記載できるのは業務計画書に記載の「主たる担当技術者」１名のみとする。」 とありますが、受発注者ともに混乱する恐れがありますので「主たる担当技術者」の定義を明確にしていただけますようお願い致します。またそれに伴って、配置技術者届などの契約関係書類の様式も変更になるのでしょうか？	「主たる業務」の明確な定めはありませんが、回答16のとおり、入札の公平性のため、評価する対象を１名に限定するものです。 選任通知の様式に変更はありませんが、共通仕様書に記載のとおり、「発注者が指定した主たる部分及び打合せに携わる者」は調査職員に「提出」する必要があり、運用通知（別途通知します）のとおり対応してください。 （通知の概要） 選任通知書…担当技術者は記載しない 業務計画書…「主たる・・・」がわかるように記載 テクリス…業務計画書に記載の者の中から記載	R6.3.13 掲載
18	技術者 状況調査	作成要領 2024-P5	「（７）なお、（４）、（６）いずれにおいても履行期間の半分を超える配置技術者を対象とし、「担当技術者」として記載できるのは業務計画書に記載の「主たる担当技術者」１名のみとする。」 とありますが、一つの業種の中に複数の業務分野が含まれる業務（例えば、土木関係建設コンサルタント業務の中で道路設計と橋梁設計と複数の業務分野が含まれる業務、補償関係コンサルタント業務の中で土地調査部門と物件部門と複数の業務分野が含まれる業務などを想定）の場合は業務分野の小分類ごと、部門ごとで求められる資格要件も異なることから、担当技術者としての実績を少なくとも業務分野ごとに各１名は担当技術者の実績としてを認めていただくことが妥当と考えますがいかがでしょうか？	回答16のとおり、入札の公平性を確保するため、評価する対象を１名に限定するものです。 技術者状況調査（様式９）においても、同一技術者が、同一業務を複数の業務分野で計上することはできません。 なお、複合業務の場合は、各業種ごとに選任することが可能です。	R6.3.13 掲載
19	技術者 状況調査	作成要領 2024-P5	「担当技術者」として記載できるのは業務計画書に記載の「主たる担当技術者」1名のみとするとありますが、複合業務の場合、各業種ごとに1名づつ選任することが可能でしょうか。 例：○○改良工事「設計及び調査業務委託」 設計業務：主たる担当技術者1名 補償業務：主たる担当技術者1名 としても良いのでしょうか。	複合業務の場合は、各業種ごとに選任することが可能です。	R6.3.13 掲載
20	技術者 状況調査	作成要領 2024-P5	「85点以上業務実績」について 建コン・補償コンがある複合業務の場合、「主たる担当技術者」はそれぞれの業種に実績をつけることができますか。 又、複合業務の場合でも1業務1名しか実績はつけられないでしょうか。	複合業務の場合は、各業種ごとに選任することが可能です。	R6.3.13 掲載

（参考）

技術者状況調査・入札システム　Ｑ＆Ａ

※内容に疑義がある場合は、下記を参考の上、直接電話でお尋ねください。

番号	対象	分野	質問事項	回　答	掲載日
21	技術者状況調査	作成要領2024-P6	（3）技術者等の選任（変更）通知書の写しに『担当技術者を複数記載している場合は「主たる担当技術者」が判別できるようにすること。』と記載がありますが、判別とはどのようにすればよろしいですか。	担当者一覧表に◎、☆、（主）、下線などの記号を付す、担当技術者の備考欄に「主たる担当技術者」と記載するなど、他の担当技術者と違いがわかるようにしてあれば結構です。	R6.3.13掲載
22	入札システム	作成要領2024-P9	データ修正のため締切前日までに自社点数の確認が必要となりますが、データ表示日である金曜日には入札締切の案件はないという認識でよろしいですか。	原則、月曜に開札する事務所はありませんので、木曜更新（金曜から表示）を想定しています。 金曜が祝日となる場合など事前確認日数が確保できない場合は更新日を前倒しする場合があります。	R6.3.13掲載
23	入札システム	作成要領2024-P11	R6年度の総評の入札はいつからを予定していますか。	入札時期（発注時期）の取り決めはありません。 ※回答13のとおり、年度当初は電子入札システムには前年度のデータが入っていますので、年度当初の技術者状況調査提出が間に合わない場合は、案件に該当する様式５、様式９を応札前に送付してください。	R6.3.13掲載
24	入札システム	作成要領2024-P11	技術者状況調査を提出しており自社点数に変更の予定がある場合、データ更新後の点数で入札しなければならないでしょうか。 （届出により点数減になる場合、データ更新前に、点数増になる場合、更新後に入札してよろしいですか）	応札時期の指定はありませんが、資格の有効期限が切れる場合、配置予定技術者点数（y2）が減となる場合があります。 システム上、そのような技術者も選択・評価できますが、選任通知に記載できなくなる場合は、応札時に選択しないでください。（資格停止の対象となる場合があります）	R6.3.13掲載
25	入札システム	説明資料P14	入札時の添付資料である資格証及び常勤確認資料（保険証）は、技術者状況調査により登録されている県内常勤技術者であれば不要という認識でよろしいでしょうか。	技術者状況調査で報告されている県内常勤技術者の特定資格証、常勤確認資料は添付不要です。 （回答14のとおり、調達公告に配置技術者要件（資格・実務経験等）の記載がある場合は６欄の記入が必要です。）	R6.3.13掲載
26	技術者状況調査	Ｑ＆Ａ（R6.3.4）No.10	R6.3.4掲載のＱ＆Ａ10には、『「主たる担当技術者」の選定にあたり、テクリス、業務計画書、協議記録いずれにも記載がない場合』とありますが、作成要領には『業務計画書に記載の』とあります。「主たる担当技術者」の確認書類にはテクリスも含まれますか。	Ｒ５からＲ６に繰越した業務についてはテクリス、業務計画書、協議記録のいずれでも結構です。Ｒ６年度以降の発注業務については、業務計画書に記載してください。	R6.3.13掲載
27	技術者状況調査	Ｑ＆Ａ（R8.2）	様式９の「担当技術者」が「主たる担当技術者」１名となる適用が、令和７年度から最大３名までの取り扱いになりました。通知のとおり令和７年４月１日以降調達公告発注のものから適用で間違いないでしょうか。（令和６年度完成分は令和６年４月１日以前の公告分にもさかのぼって適用された）	１６記載のとおり令和６年度完成分は入札の公平性を早期に確保するため、過去の公告分（繰越し業務）についても主たる担当技術者を１名とする取り扱いをさせていただいたものです。最大３名の取り扱いについては、通知のとおり令和７年４月１日以降公告された業務が適用になります。（令和６年度に公告されて令和７年度に完成した業務は、通知のとおり１名が適用されます）	R8.2掲載
28	技術者状況調査	Ｑ＆Ａ（R8.3）	「主たる担当技術者」３名の取扱いについて、JV（共同企業体）での契約の場合は、それぞれの構成員ごとに３名となるか？	「主たる担当技術者」３名の取扱いについて、JV（共同企業体）での契約の場合は、JVで３名までです。（構成員ごとではない）	R8.3掲載